



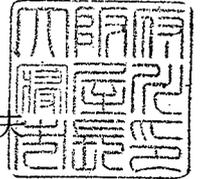
総 人 第 366 号

平成 28 年 6 月 16 日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 小西 正哲 様

寝屋川市長 北川 法夫



夏季重点要求書 (回答)

2016 年 5 月 13 日付、寝市職労第 15 号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 人員確保、育成、業務の継承の観点から、全ての職種について計画的に職員採用を行うこと。事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職の採用を行うこと。	1 平成 28 年度中に定員適正化計画を策定し、計画的な職員採用を進める。 なお、平成 29 年度の職員採用については、当該計画及び職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、職種及び人数を決定する。
2 アンケートによる夏季一時金の要求額、正規職員、任期付短時間勤務職員 3. 5ヶ月プラス 3 万 5000 円、再任用職員 2. 4ヶ月プラス 3 万円、を 6 月 30 日までに支給すること。	2 平成 28 年 6 月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき 1.995 月分（再任用職員については 1.025 月分）を標準とし、平成 28 年 6 月 30 日に支給する。
3 主任・主査制度について、制度存続するとともに、職務職責に応じた制度	3 主任・主査制度の見直しについては、引き続き協議する。

運用を行うこと。

4 夏期休暇について、7日間とし、7月から9月まで取得期間とすること。

5 青年層の賃金の実情、推移をふまえ改善を図ること。

6 市役所に働く全ての労働者の賃金労働条件の向上となる措置を行うこと。特に、非正規職員の処遇については、賃金引き上げ、休暇の付与等について、均等待遇の観点から正規職員と同等とすべく、向上に向けた具体策を示し、早急に実施すること。

7 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間勤務職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。

8 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。

9 職種変更については、人員計画と業

4 夏季休暇については5日とし、取得期間は平成28年7月1日から同年9月30日までとする。

また、職員の健康管理等の観点から、特に夏季における計画的な年次休暇の取得の促進を図る。

5、6、16～21

給与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則の観点から、人事院勧告及び法令の趣旨等を踏まえ、必要な協議を行う。

非正規職員の処遇については、人材確保等の観点から、他市の状況、最低賃金、国の動向を踏まえ、検討を行う。

7 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用に努める。

8 係長に対する管理職手当と時間外勤務手当の併給は困難である。

9 職務変更については、公務の効率的

<p>務内容、配置体制などの整合性を明らかにし、必要性を見極め、安易に導入しないこと。</p>	<p>な運営と人材活用の観点から実施しており、今後においても必要な協議を行う。</p>
<p>10 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。</p>	<p>10 労働安全衛生については、引き続き、安全で働きやすい職場環境の形成に努めるとともに、メンタルヘルス対策の充実を図る。</p>
<p>11 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。</p>	<p>11 職員の健康管理の観点から、長時間労働の是正、年次休暇の取得の促進に向けた取組を進める。</p>
<p>12 子宮がん、乳がん健診など希望者全員を対象に、定期健診で受診できるようにすること。</p>	<p>12 子宮がん、乳がん健診などを定期健康診断で実施することは考えていない。</p>
<p>13 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。</p>	<p>13 子の看護休暇については、現行どおりとする。</p>
<p>再任用・非正規職員について</p>	<p>再任用・非正規職員について</p>
<p>14 定年退職者の再任用について、希望するすべての職員を任用すること。</p>	<p>14、15 再任用制度については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。</p>
<p>15 フルタイム再任用者について5級以上で任用すること。</p>	
<p>16 任期付短時間勤務職員について、賃金・手当・休暇などについて、均等待</p>	

遇の観点から抜本的に改善を図ること。

17 任期付短時間職員の賃金に経年加算を拡大すること。

18 恒常的業務について、雇用年限を切った雇い入れは行わないこと。

19 非常勤職員について、一時金を支給すること。

20 非常勤職員に夏季休暇を制度化すること。

21 アルバイト職員について、時間給1000円以上、日給8000円以上に引き上げること。